

## 平成24年度第2回経営協議会議事要録

- 1 日 時 平成24年6月26日(火) 14:15~16:17
- 2 場 所 ホテルアソシア豊橋 5階「チェリールーム」
- 3 出席者 議長 学長  
阿部委員, 高嶋委員, 武藤委員, 吉川委員, 稲垣委員, 神野委員, 辻 委員,  
菊池委員
- 4 欠席者 小畑委員, 佐原委員
- 5 列席者 水谷監事, 神野特別顧問
- 6 議 題

### [審議事項]

- (1) 平成23事業年度決算について
- (2) 大学機関別認証評価に係る自己評価書(案)について
- (3) 平成23事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)等について
- (4) 三機関が連携・協働した教育改革構想の実施に伴う中期計画等の変更について
- (5) 臨時特例(平均△7.8%)による給与支給減額に関する対応について
- (6) 国立大学法人豊橋技術科学大学役員の給与の臨時特例に関する規程等の制定について
- (7) 平成24年度変更予算について
- (8) 豊橋技術科学大学センター等組織規則の一部改正について

### [報告事項]

- (1) 平成25年度概算要求について
- (2) その他
  - ア 東海地区国立大学法人の資金の共同運用に関する覚書について
  - イ 外部資金受入れ状況及び科学研究費補助金採択状況について

### [その他事項]

- (1) 大学改革プランについて
- (2) 独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正案について
- (3) その他
  - ア 豊橋技術科学大学関係新聞記事について

## 7 議 事

議事に先立ち、平成24年度第1回議事要録(案)について、原案どおり確認された。

### [審議事項]

- (1) 平成23事業年度決算について  
辻理事・事務局長及び水谷監事から、資料「審議1」に基づき、平成23事業年度の決算状況及び当該事業年度における監査結果について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認され、6月末日までに財務諸表等を文部科学大臣に提出することが確認された。  
なお、文言等の軽易な修正等があった場合の取扱いについては学長に一任願う旨説明があり、併せて承認された。  
主な説明内容は次のとおり。
  - ・前回の経営協議会時との差異として、目的積立金の減少があるが、これは主に消費税額が確定したことによるものである。
  - ・会計監査人監査の結果、財務諸表等は適正であった。
  - ・監事監査の結果、事業報告書及び財務諸表等は適正であり、職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない、また、会計監査人の監査方法及び結果は相当であると認めること及び指摘すべき後発事象はない。

(2) 大学機関別認証評価に係る自己評価書(案)について

菊池副学長から、資料「審議2」に基づき、大学機関別認証評価に係る自己評価書(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認され、6月末日までに大学評価・学位授与機構へ提出することが確認された。

なお、文言等の軽易な修正等があった場合の取扱いについては学長に一任願う旨説明があり、併せて承認された。

(3) 平成23事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)等について

菊池副学長から、資料「審議3」に基づき、平成23事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)等について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認され、6月末日までに平成23事業年度に係る業務の実績報告に係る報告書を国立大学法人評価委員会に提出することが確認された。

なお、文言等の軽易な修正等があった場合の取扱いについては学長に一任願う旨説明があり、併せて承認された。

(4) 三機関が連携・協働した教育改革構想の実施に伴う中期計画等の変更について

学長及び神野理事・副学長から、資料「審議4」に基づき、長岡技術科学大学、国立高等専門学校機構及び本学の三機関が連携・協働した教育改革構想の文部科学省への申請等の状況について報告の後、本構想の実施に伴い必要となる中期計画等の変更について説明があり、審議の結果、本構想が国立大学改革強化推進事業に採択となった場合に文部科学大臣に認可申請することとなる中期計画及び認可後に文部科学大臣に届け出る年度計画について、原案のとおり承認された。

なお、文言等の軽易な修正等があった場合の取扱いについては学長に一任願う旨説明があり、併せて承認された。

(5) 臨時特例(平均△7.8%)による給与支給減額に関する対応について

学長及び辻理事・事務局長から、資料「審議5」に基づき、臨時特例(平均△7.8%)による給与支給減額に関する対応について、これまでの経緯及び内容について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

引き続き、稲垣理事・副学長から、資料「審議5(参考)」に基づき、教育職員等の勤務の在り方及び職員の実情を踏まえた諸手当の在り方に関する検討案について説明があり、審議の結果、承認された。

主な説明内容は次のとおり。

- ・本年3月開催の経営協議会において、臨時特例(平均△7.8%)への対応に当たっては、国家公務員に準じた減額率及び減額時期を基本に、諸情勢を総合的に勘案し、今後決定することについて、ご了解をいただいていた。
- ・その後、他大学、近隣大学の状況、運営費交付金の削減、政府等の社会情勢などの情報収集を行うとともに、諸情勢を調査・分析した。併せて、教育職員等の勤務の在り方及び職員の実情を踏まえた諸手当の在り方について、検討してきた。
- ・5月11日には、副総理から各大臣に対し、国立大学法人を含む独立行政法人等の対応が遅れていることに鑑み、所管法人に適切な対応を求めるよう発言があり、また、財務大臣からは、給与削減相当額は東日本大震災の復興財源に充てる旨及び運営費交付金については、国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し、運営費交付金等から減額したい旨発言があったことにより、運営費交付金が減額されることが確定されたと言える。
- ・5月11日開催した国立大学協会東海・北陸地区支部会議では、文部科学省高等教育局長から、給与支給削減の期間は国家公務員と同様に平成26年3月までの措置であると認識している旨の発言があった。

- ・国立大学法人においては、実施又は実施が決定している大学が、現在までに30大学以上になったと聞いている。なお、東海・北陸地区の大学は、5月末現在で実施している大学はないが、大半は7月実施で進めていると聞いている。
- ・これらの情勢を踏まえ、学内では、労務委員会、職員連絡会、メール配信等により、過半数代表者及び教職員に丁寧に説明をしてきた。
- ・対応（案）について、対象は役員、承継教職員及び経営協議会委員で、給与支給減額率は、国家公務員の削減率に準ずる。
- ・給与支給減額の開始日は、平成24年7月1日とし、平成26年3月31日までの期間とする。
- ・フルタイム職員及びパートタイム職員は、年単位の雇用契約であること、給与財源が運営費交付金に限らないこと、特任教員の雇用期間はプロジェクト遂行のための期間であること、パートタイム職員は週あたりの勤務時間が承継教職員に比して少ないことなどを総合的に勘案し、今年度は対象としないこととしている。
- ・4月から運営費交付金が減額された場合を想定し、予め補正予算を編成することとする。
- ・臨時特例対応により、中期計画及び年度計画の変更が想定されるが、文部科学省からの指示があった場合には、経営協議会にて審議いただくこととなる。
- ・教育職員等の勤務の在り方及び職員の実情を踏まえた諸手当の在り方に関する検討案中の休日及び特別休暇の新設に当たっては、就業規則の改正が必要となることから、8月からの実施に向けて、持ち廻りの経営協議会により審議いただくことを考えている。
- ・教育職員等の勤務の在り方及び職員の実情を踏まえた諸手当の在り方に関する検討案は、職員の実情を踏まえて検討したもので、一過性のものではない。

(6) 国立大学法人豊橋技術科学大学役員の給与の臨時特例に関する規程等の制定について  
辻理事・事務局長から、資料「審議6」に基づき、国立大学法人豊橋技術科学大学役員の給与の臨時特例に関する規程等の制定等について説明があり、審議の結果、以下の規程の制定等について、原案のとおり承認された。

ア 国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程の一部改正

イ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程の一部改正

ウ 国立大学法人豊橋技術科学大学役員の給与の臨時特例に関する規程の制定

エ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員の給与の臨時特例に関する規程の制定

(7) 平成24年度変更予算について

辻理事・事務局長から、資料「審議7」に基づき、臨時特例（平均△7.8%）による給与支給減額に関する対応及び横型薄膜形成装置の契約解除に伴う損害賠償に係る変更予算について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(8) 豊橋技術科学大学センター等組織規則の一部改正について

辻理事・事務局長から、資料「審議8」に基づき、豊橋技術科学大学センター等組織規則の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

[報告事項]

(1) 平成25年度概算要求について

学長から、資料「報告1」に基づき、文部科学大臣に要求予定の平成25年度概算要求の事業及び概要について報告があった。また、文部科学省から財務省に概算要求された事項等について、次回の経営協議会にて報告予定である旨併せて説明があった。

(2) その他

ア 東海地区国立大学法人の資金の共同運用に関する覚書について

辻理事・事務局長から、資料「報告2-1」に基づき、東海地区国立大学法人の資金の共同運用に関する覚書(案)について説明があり、今後、覚書を締結し、10月頃より資金の共同運用を開始予定である旨、報告があった。

イ 外部資金受入れ状況及び科学研究費補助金採択状況について

研究協力課長から、資料「報告2-2」に基づき、平成24年度の外部資金受入れ状況及び科学研究費補助金採択状況について、報告があった。

[その他事項]

(1) 大学改革プランについて

学長及び辻理事・事務局長から、資料「その他1」に基づき、文部科学大臣及び文部科学省から提示された大学改革プラン等について、説明があった。

主な説明内容は次のとおり。

- ・4月に開催された国家戦略会議において、大学改革が進んでいない、あるいは進んでいるが見えないなどの意見があり、総理大臣から文部科学大臣に今後の大学改革について求められた。
- ・資料「その他1-1」は、6月4日開催の国家戦略会議において、文部科学大臣が先の総理からの問いに対して説明した際の資料で、それを踏まえて、文部科学省から、資料「その他1-2」の大学改革実行プランが発表された。
- ・教育改革の7つのポイントは、①小中一貫教育制度・高校早期卒業制度の創設、少人数学級の推進、②大学入試改革、③大学の教育機能の再構築とミスマッチ解消、④英語力・グローバル力の向上、⑤国立大学のミッション再定義と重点支援、⑥学生の75%を占める私学の質的充実に向けた支援・メリハリある配分、⑦世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」の倍増、地域再生の拠点としての大学の機能強化で、うち6つが大学に関する事項となっている。
- ・国立大学改革のロードマップでは、平成24年度中に文部科学省が国立大学改革基本方針を策定し、国立大学のうち教員養成系、医学、工学系大学は、大学のミッションを再定義する。
- ・平成25年度末までに、全大学のミッションを再定義し、文部科学省は国立大学改革プランを策定することとなっている。
- ・本学については社会的使命は明快である。

(2) 独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正案について

辻理事・事務局長から、資料「その他2」に基づき、独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正案について、説明があった。

(3) その他

ア 豊橋技術科学大学関係新聞記事について

学長から、資料「参考」に基づき、平成24年5月21日から平成24年6月20日までの本学関係新聞記事について、報告があった。

以上